

# 障害者差別解消法が4月1日から施行



障害を理由とする差別の解消と、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年6月に制定。平成 28 年4月1日から施行されます。

同法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体、民間事業者、障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めています。障害を理由とする差別を解消することは社会全体の責務。1人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくりましょう。  
《障害福祉・国民年金課》

◆同法のポイント…障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止。  
※民間事業所における合理的配慮の提供は努力義務

## ◆不当な差別的取扱い

正当な理由なく障害を理由に、サービスの提供の拒否や制限、条件を付けたりする行為。

例) 車いすであることを理由に入店を断るなど



## ◆合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（障害者が日常生活を送る上で障壁となるもの）を取り除くための配慮を行うことが求められます。

例) 視覚障害のある人にレストランのメニューを読み上げるなど



# 臨時的任用職員の登録者を募集

臨時的任用職員の登録者を募集します。任用を希望される方を申し込みにより登録し、任用の必要が生じた場合に、登録している方の中から、選考（面接など）を行い任用を決定します。  
※登録することが任用決定ではありません。



## 【登録有効期間】

2年

## 《臨時的任用職員とは》

繁忙期や緊急の場合、臨時に設置される業務などに関して6か月を超えない期間で任用。6か月を超えない期間で1回更新することがあります。

▶詳しくは、人事課（☎ 66・1066）へ。

## 【対象】

65歳まで

## 【登録方法（登録は随時受け付け）】

登録申込書（人事課、西支所、加佐分室に備え付け。市ホームページからもダウンロード可。顔写真を添付）に必要事項を記入し、郵送か持参で人事課へ。

# 引っ越しの手続きはお早めに



## ◆転出届

転出予定日の14日前から市民課、西支所市民・年金係、加佐分室で受け付け。郵送による届け出もできます。

## ◆転入届

転入から14日以内に前住所の市区町村役場が発行する転出証明書を持って市民課か西支所市民・年金係、加佐分室に届け出を。郵送による届け出はできません。いずれも本人確認のため、運転免許証などの身分証明書が必要。本人が窓口に来ることができない場合は、代理人による届け出ができます（委任状と代理人の身分証明書が必要）。個人カード・通知カードをお持ちの人は、手続きの際にご持参を。

## ◆その他の届け出

国民健康保険や福祉医療、上下水道の使用開始・休止などの手続きが必要な場合があります。右表の窓口で手続き・相談を。

※転出・転入手続き情報は、市ホームページにも掲載（右のコードから読み込み可）。



## ◆問い合わせ先一覧

手続きの内容	窓口
転出・転入の届け出	市民課（☎ 66・1001） 西支所市民・年金係（☎ 77・2252） 加佐分室（☎ 83・0014）
国民年金	障害福祉・国民年金課（☎ 66・1004） 西支所市民・年金係（☎ 77・2257）
国民健康保険	保険医療課（☎ 66・1003） 西支所保健福祉係（☎ 77・2253）
後期高齢者医療、福祉医療（老人・障害者・ひとり親家庭・子育て支援）	保険医療課（☎ 66・1075） 西支所保健福祉係（☎ 77・2253）
介護保険	高齢者支援課（☎ 66・1013） 西支所保健福祉係（☎ 77・2253）
障害者手帳	18歳以上 障害福祉・国民年金課（☎ 66・1033、FAX 62・7957） 西支所保健福祉係（☎ 77・2253、FAX 77・1800）
	18歳未満 子ども支援課（☎ 66・1094、FAX 62・7957） 西支所保健福祉係（☎ 77・2253、FAX 77・1800）
児童手当、（特別）児童扶養手当	子ども支援課（☎ 66・1094） 西支所保健福祉係（☎ 77・2253）
こみ・し尿の収集、犬の登録変更	生活環境課（☎ 66・1005）
上下水道の使用開始・休止	水道部業務課（☎ 62・1632） 西支所水道係（☎ 75・2259） 下水道総務課（☎ 66・1028）
バイク（125cc以下）の登録変更	税務課（☎ 66・1026） 西支所税務・納税係（☎ 77・2256）
小・中学校の転校	学校教育課（☎ 66・1072）

# 国民健康保険の保険証を更新



現在の保険証の有効期限は、3月31日まで。新しい保険証（有効期間は28年4月1日～30年3月31日）を3月17日（木）から世帯主あてに送付します。4月1日からは新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。

◆保険証が届いたら…住所・氏名などの記載内容や加入者の保険証が全員分あるか確認を。

◆臓器提供意思表示欄…保険証裏面の臓器提供意思表示欄に必要事項を記入することで自身の臓器提供に関する意思表示ができます。

◆修学で舞鶴を離れている人…大学や専門学校などへ進学するために住民票を移動し、市外に転出する場合は手続きが必要。該当者は、在学証明書か学生証を持って保険医療課か西支所保健福祉係へ。

◆退職・転出・就職する人へ…会社などを退職する場合、現在加入している保険の任意継続か国民健康保険への加入手続きが必要（加入している保険の資格喪失日から14日以内）です。

他の市町村へ転出する場合や就職で職場の健康保険に加入する場合は、届け出と保険証の返還を。

▶詳しくは、保健医療課（☎ 66・1003）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。その他の健康保険については各職場へ。

## 《休日の受け付け窓口を開設》

3月27日（日）、4月24日（日）、5月29日（日）の9時～17時は市役所本庁で国保に関する窓口を臨時で開設します。ぜひご利用ください。